

台湾の洋上風力発電の法制度動向(3)

－環境アセスメント制度、国産化政策、浮体式の最新状況－

資源/エネルギーニュースレター

2025 年 7 月 25 日号

執筆者:

松平 定之

s.matsudaira@nishimura.com

孫 創洲

c.sun@nishimura.com

1. 環境アセスメント制度の最新状況

(1) 従来の台湾洋上風力発電の環境アセスメントの仕組み

従来の台湾洋上風力発電事業の環境アセスメントの仕組みは概要以下のとおりでした。

(a) 環境アセスメント法

台湾海域で洋上風力発電事業を開発する場合は、台湾の「環境アセスメント法」及び同法の授權に基づく「開発行為に関して環境アセスメントを実施すべき細目及び範囲認定基準」第 29 条第 1 項第 5 号¹の規定に従い、環境アセスメントを実施しなければなりません。

(b) 洋上風力発電ブロック開発海域容量配分作業要点

經濟部が公布した「洋上風力発電ブロック開発海域容量配分作業要点」第 5 条の規定によれば、デベロッパーは同要点に基づきブロック開発の容量配分を申請する前に、環境部の環境アセスメント審査委員会プロジェクトチームによる一次審査会議において合格とされた審査結論（以下「環境アセスメント一次審査結論」といいます。）を取得しなければなりません。

台湾の環境アセスメント審査の実務によれば、デベロッパーが時間と資金を投入して環境アセスメントを実施した後、環境アセスメント一次審査結論を取得するまでには、少なくとも半年から一年を要します。

もっとも、環境アセスメント一次審査結論は容量配分申請に必要な書類の一つに過ぎず、環境アセスメント一次審査結論を取得しただけで容量配分を取得することができません。すなわち、デベロッパーがブロック開発の選定手続を経ても容量配分を取得できなかった場合、環境アセスメントに投じたコストと時間はすべて無駄となるため、かかる制度設計は資源の浪費を招き、デベロッパー及び審査機関の双方に過度の負担を課すことになっているとの指摘がありました。

¹ エネルギー又は送変電工事の開発において、次のいずれかに該当する場合は、環境アセスメントを実施しなければならない：五 洋上風力発電システムを設置する場合。

(2) 環境アセスメントの手続きの改革

上記の指摘等を踏まえ、二段階に分けた環境アセスメント一次審査への改革が行われました。その概要は次のとおりです。

(a) 洋上風力発電システム開発行為環境アセスメント一次審査作業要点

環境部は 2024 年 3 月 28 日付で「洋上風力発電システム開発行為に係る環境アセスメント一次審査作業要点」（以下「洋上風力発電環境アセスメント一次審査作業要点」といいます。）を公布しました。

同要点第 1 条は、洋上風力発電システム開発行為に係る環境アセスメント審査の効率及び審査作業の質を向上させ、当該開発行為が環境に及ぼす不利益な影響を予防・軽減することを目的として、本要点を制定する旨を明確に規定しています。

(b) 改革後における洋上風力発電環境アセスメント一次審査の手続

(i) 一次審査第一段階：形式審査

一次審査第一段階では、デベロッパーが環境アセスメントに関する書類を提出した後、環境部環境アセスメント審査委員会プロジェクトチームが「洋上風力発電システム開発行為に係る環境アセスメント審査事項チェックリスト²」（以下「チェックリスト」といいます。）に基づき形式審査を行います。

当該チェックリストは、以下の 15 の主要項目で構成されています。

- (1) 風車及び洋上変電所の基礎設置：基礎工事に係る地質調査、地震リスク分析、風車位置における地質ボーリング調査等の計 7 項目。
- (2) 海域ケーブルルート計画：海底ケーブルの計画ルート及び陸揚げ地点、埋設深度、海底ケーブル工事が他法令に関連する場合の主管機関からの意見等の計 4 項目。
- (3) 陸域施設工事：陸域工事に関連する陸上の動植物への影響分析と対策、陸上交通への影響、土砂搬送の時間帯等の計 9 項目。
- (4) 大気汚染防止：燃料及び機器使用の管理等の計 3 項目。
- (5) 施工期間における鯨類・イルカ類保護対策：水中騒音のモニタリング、杭打ち作業の時間管理、鯨類・イルカ類の目視観測等の計 14 項目。
- (6) 鯨類・イルカ類の保護（海域生態モニタリング）：鯨類・イルカ類の観測、台湾白イルカのデータベース構築、海洋哺乳類及び海洋爬虫類の救援通報メカニズム等の計 5 項目。
- (7) 鳥類の保護：風車間隔、ブレード間隔、鳥類回廊の設置等の計 5 項目。
- (8) 環境モニタリング計画（施工前）：施工前の海域底質モニタリング、潮間帯の水質調査、海域

² <https://enews.moenv.gov.tw/DisplayFile.aspx?FileID=BFF911C2EEFD887F>

- 生態調査、水中遠隔操作機（ROV）による撮影等の計 17 項目。
- (9) 環境モニタリング計画（施工期間）：施工期間中の海域水質調査、浅海域及び潮間帯の水質調査、海域生態調査、水中遠隔操作機（ROV）による撮影等の計 17 項目。
 - (10) 環境モニタリング計画（運転期間）：運転期間中の海域水質調査、浅海域及び潮間帯の水質調査、海域生態調査、水中遠隔操作機（ROV）による撮影等の計 19 項目。
 - (11) 漁業経済：直近 2 年間の漁業経済状況（漁船数、漁船の活動区域、操業方式、魚種及び漁獲量等）のデータの把握、影響軽減策の検討等。
 - (12) 廃止・撤去計画：廃止・撤去への対応策、ブレードの処理方法等の計 3 項目。
 - (13) 施工安全及び緊急対応計画：海域の気象・海象予測と工事停止の警戒メカニズム、緊急防災対応計画等の計 4 項目。
 - (14) 環境保護監督チームの設置：環境保護監督チームの会議の開催等の計 2 項目。
 - (15) 情報公開：環境モニタリング報告の公開、環境アセスメント説明書及び環境モニタリングデータの電子ファイル化等の計 2 項目。

洋上風力発電環境アセスメント一次審査作業要点第 5 条の規定によりますと、一次審査第一段階に合格すると、環境部は第一段階プロジェクトチームによる合格結論を文書で通知します。当該結論の有効期間は 2 年間とされており、必要がある場合には、環境部に対して申請を行うことで、1 年間の延長が可能とされています。

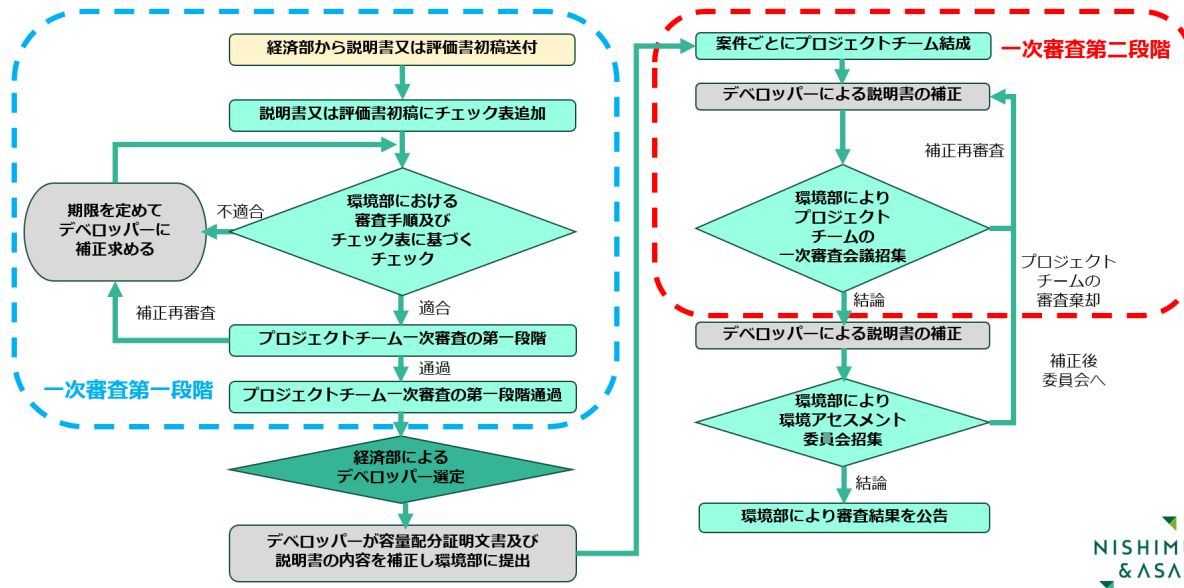
(ii) 一次審査第二段階：実質審査

デベロッパーは、洋上風力発電環境アセスメント一次審査作業要点に基づき一次審査第一段階に合格した後、その第一段階プロジェクトチームによる合格結論をもってブロック開発の選定手続に参加することができます。

デベロッパーはブロック開発の選定手続に合格して容量配分を取得した後は、同要点第 6 条に従い、第一段階プロジェクトチームによる合格結論の有効期間内に、①容量配分を証明する書類、②第一段階プロジェクトチームによる合格結論通知書、③環境アセスメント説明書または環境アセスメント報告書のドラフトを添付して、環境部に一次審査第二段階を申請しなければなりません。

一次審査第二段階では、環境部が環境アセスメント説明書の内容について実質審査を行います。一次審査第二段階を通過し、さらに環境アセスメント委員会による正式審査に合格して審査結論が公告された場合、デベロッパーは実際に開発作業を開始することが可能となります。

洋上風力発電に係る環境アセスメントの一次審査フロー



NISHIMURA
& ASAHI

(c) 新制度採用後の影響

前述のとおり、台湾の環境アセスメントの審査実務では、一次審査に少なくとも半年から一年程度を要します。しかしながら、改革後の洋上風力発電に係る環境アセスメント一次審査フローでは、ブロック開発の選定手続に参加する前に、形式審査である第一段階プロジェクトチームによる合格結論を取得するだけで足りる。一次審査第一段階は形式審査であるため、完了までに約2週間から1か月程度とされています。

この新制度の導入により、行政資源の節約が図られるのみならず、事業者が環境アセスメント手続に費やす時間及びコストも大幅に削減されることとなります。これにより、洋上風力発電開発全体の進捗が加速されることが期待されます。

2. 国産化政策の最新動向

(1) 国産化政策の目的

台湾政府が推進する洋上風力発電の「国産化政策」は、エネルギー転換と産業高度化という二つの要請を背景に策定されました。政府はまず「エネルギー自立」を最優先課題と定め、風車・基礎構造物・海底ケーブルから運転保守サービスに至るまでの主要工程を国内で生産できる自律的なサプライチェーンを構築し、再生可能エネルギーの安定供給を確保するとともに、設備・技術の輸入依存度を低減することを目指しています。

併せて本政策は「産業強靱性（レジリエンス）」の強化にも焦点を当てます。2年間で3GWの設備容量を導

入し、約 2,614 億 NTD の経済効果と 29,450 人の雇用を創出することで、地域産業と人材が世界景気の変動に左右されず国としての競争力を維持できる体制を築こうとするものです。

さらに、台湾政府は台湾を「アジアのハブ」として位置づけ、主要部品とシステム統合技術の高度化を通じて、国内生産ネットワークをアジア市場向け輸出拠点へと躍進させ、日本・韓国・東南アジアなど新興洋上風力市場へ供給することを目指しています。これを実現するため、国産化政策は三つの実施形態で具現化されます。

- ✓ 第一に、デベロッパーに国内製造の設備・サービスを優先的に「産業調達」させることを義務づけ、または奨励します。
- ✓ 第二に、技術移転、ライセンス供与、受託製造を含む「産業協力」を推進し、国際大手と台湾企業が共同で生産ラインを構築し、特許や人材育成を共有できるようにします。
- ✓ 第三に、「産業投資」を誘導し、外国資本と地元企業に独資または合弁での工場新設・増設を促します。

以上の目標を達成するために、『洋上風力発電ブロック開発海域容量配分作業要点』に基づき、ブロック開発を申請するデベロッパーは、国産化関連実行計画の提出が義務付けられています。同要点によれば、審査に合格した申請者の容量配分の順位は入札価格によって決定され、最も低い価格を提示した申請者が第一順位となり、次に低い価格の申請者が第二順位となる方式が採られます。入札価格が同一の場合には、前記の国産化関連実行計画の得点が高い申請者から順に優先順位が付与されます。

(2) ブロック開発第 1 期の国産化政策

(a) 国産化政策項目

ブロック開発第 1 期における国産化政策の対象項目は、以下のとおり「主要開発項目」と「加点項目」の二つに分類されます。

- ✓ 主要開発項目³：5 大カテゴリー計 25 項目
 - 電力設備
 - 水中基礎
 - 風力機部品
 - 海事工事サービス
 - 工事設計サービス
- ✓ 加点項目⁴（各項目の点数は約 1～3 点。）
 - 電力設備：陸上電力設備、海底ケーブル、海上変電所、電力系統安定化蓄電設備

³ 風車構造物や発電設備の中核を成す重要な製品・工程であり、これらの項目を台湾国内で調達・実施することが求められます。

⁴ 必須ではないものの、実施することで審査時に加点が与えられ、選定における優位性につながります。

- 水中基礎：モノパイル式基礎、ジャケット式基礎、浮体式基礎、グラウト材等
- 風力機部品：ナセルアセンブリ、タワー、トランスフォーマー等
- 船舶製造：海底測量船、海底掘削船、曳船、杭打船等
- 海事工事サービス / 工事設計サービス：工事設計サービス、運営維持技術サービス、運営期間の環境監視、船舶の利用

(b) 審査及び得点算定基準

主要開発項目における電力設備、水中基礎及び風力機部品は、いずれも洋上風力発電システムの中核的な構成要素であり、その国産化の実施数量は、デベロッパーが申請する容量の 60%以上に達する必要があります。また、海事工事サービスについては、台湾籍の船舶を優先的に使用することが求められ、工事設計サービスにおいては、台湾企業の参画比率が全体の 50%以上であることが必要とされます。これら主要開発項目の国産化要件を通じて、安定した国内サプライチェーンの構築、技術と生産能力の育成を図り、重要部品の輸入依存を回避することで、エネルギー自立と産業のレジリエンスを実現することを目指しています。

なお、加点項目は技術的ハードルが高く、短期間での完全な国産化が困難な項目であるため、加算対象として位置づけられています。デベロッパーは、自社の資源や戦略に応じて、これらの項目の実施内容を自主的に選択し、得点を獲得することができます。ただし、加点項目の合計点については、最低でも 10 点以上を取得することが必須要件とされています。

(3) ブロック開発第 2 期の国産化政策

ブロック開発第 1 期の国産化政策においては、主要開発項目の国産化実施数量が 60%以上であることが求められ、これに加えて一部の国内サプライヤーにおける生産能力や実務経験が不足していたことにより、風力発電所全体の建設進捗に影響を及ぼす事態となりました。このような状況を踏まえ、ブロック開発第 2 期における国産化政策では、より柔軟性のある設計が採用されています。

(a) 国産化政策項目

ブロック開発第 2 期においては、国産化政策の対象項目について見直しが行われ、主要開発項目と加点項目の区別が撤廃されました。そのうえで、すべての項目を統一的に扱い、以下の 24 項目が国産化の評価対象として新たに設定されています。

- 水中基礎
- 風力機関連項目：ナセル組立、ブレード、タワー、出力変換システム、ハブ鋳造品及びナセルベース鋳造品、スピナーカバー及びナセルカウル、変圧器、配電盤、各種ケーブル、締結部材、ブレード用材料、タワー用塗料、ブレード・ピッチシステムの構成部品、ヨー制御システムの構成部品等
- 海底ケーブル
- 陸上変電所関連項目：変圧器、開閉装置、配電盤、陸上電力ケーブル等
- 工事設計サービス

- 施工船舶海事工事サービス
- 運営維持技術サービス
- 運営期間の環境監視サービス

(b) 審査及び得点算定基準

上記の各国産化政策項目には、それぞれ 1 点から 18 点までの配点が設定され、合計で 120 点となっています。デベロッパーはこれらの項目から任意に選択し、各項目について達成する国産化の割合を自主的に設定することができます。各項目の得点は、以下の算式により算出されます：

$$\text{得点} = \text{配点} \times \text{国産化割合} (\%)$$

そして、デベロッパーが選定した全項目の得点を合算し、最低でも 70 点以上を取得することが必要とされています。

ブロック開発第 2 期における国産化政策では、もはや個別項目ごとに国産化割合が 60% に達することを義務付けるような硬直的な規定は採用されておらず、デベロッパーは国産化項目を柔軟に選択することが可能となっています。これにより、事業者は発電コストと国産化率の高さとの間で最適なバランスを自ら判断し、リスクや資金調達上のプレッシャーを軽減することができます。その一方で、対象項目の技術的高度化や多様化に対応するため、台湾の現地サプライヤーの技術力と経験値の向上が一層促進されることが期待されています。

(4) 国産化政策の新たな動向

(a) WTO 紛争解決手続に基づく協議要請

上記の洋上風力発電に関する国産化政策について、欧州連合（以下は「EU」といいます。）は 2024 年 7 月、世界貿易機関（WTO）に対し「協議要請書」（WT/DS625/1、案件名：Chinese Taipei – Measure Relating to Investments in Offshore Wind Installations）を提出しました⁵。

この中で EU は、台湾の国産化政策がデベロッパーに対して一定の国産化比率を事前に約束させ、かつその約束比率が高い事業者を選定において優先する仕組みとなっている点を問題視し、以下のように主張しました。

- 台湾以外の製品及びサービスを差別的に扱う措置である
- 洋上風力発電における国際的なサプライチェーンの公正な競争を阻害する
- プロジェクトコストの上昇や、再生可能エネルギー移行の効率低下を招く
- 欧州企業の台湾市場へのアクセス機会や雇用に悪影響を及ぼす

⁵ <https://web.wtoctr.org.tw/downloadFiles/13317/401078/0011111xESw2z6h00000sXpeFLU2atpy00000Mr83CZX08ts7sdhm6bjB1RSK3RfNHhV0fwwBPYvlo8CCQxvfaG2oYEjkXl1yQ%3D%3D>

そして、EU はこれらの主張の法的根拠として、以下の WTO 協定条項を挙げました⁶。

1. GATT 1994 第 3 条第 4 項：申請者に対し、その洋上風力発電プロジェクトにおいて大量の台湾国内製品を使用することを（また、入札で落札した場合には実際に使用することを）約束させ、これを誘導することにより、輸入製品が同種の国産製品に比べて不利な取り扱いを受ける結果となっている。
2. TRIMs 協定第 2.1 条：EU の投資者に対し、その洋上風力発電プロジェクトにおいて大量の台湾国内製品を使用することを（また、入札で落札した場合には実際に使用することを）要求・誘導し、貿易関連投資措置を構成していることにより、GATT 1994 第 3 条第 4 項に規定される「内国民待遇」義務に整合しない。
3. GATS 第 XVII 条：申請者に対し、そのプロジェクトにおいて大量の台湾国内コンテンツを使用することを（また、入札で落札した場合には実際に使用することを）要求・誘導し、特定のサービスの提供においても当該コンテンツの使用を含めることにより、外国のサービスが同種の国内サービスに比べて不利な取り扱いを受ける結果となっている。

(b) 台湾政府の対応

EU が WTO に協議要請を提出した後、台湾政府は直ちに EU との間で複数回にわたる協議を開始し、2024 年 11 月には双方が合意に達しました。この合意に基づき、台湾が合意事項を誠実に履行することを前提として、EU は当該案件の WTO 手続の進行を一時的に停止することに同意しました⁷。

EU からの WTO 紛争解決手続に基づく協議要請に対応する台湾政府の対策の一環として、経済部は 2024 年 10 月に「国産化関連実行計画に関する通則と個別審査による対応—帰責性のない事由と認められる事例の類型に関する説明（中国語表記：産業關聯方案通案原則個案審查 不可歸責樣態認定説明）」を公表しました。これにより、国産化政策に対して一定の柔軟な調整の余地を与える方針が示されました。また、経済部はブロック開発の各期に応じた対策について以下のとおり示しています：

(i) ブロック開発第 1 期

各開発事業者はすでに経済部と行政契約を締結しており、関連する政策に変更はありません。したがって、国産化政策は当該行政契約の規定に基づき引き続き実施され、従前の制度枠組みに則って救済措置を請求することが可能となっています。

(ii) ブロック開発第 2 期

ブロック開発第 2 期において、開発事業者が国産化項目の実施を約束したにもかかわらず、帰責性のない事由により当該国産化の履行が困難となった場合には、変更申請を行うことが認められています。これに関連して、経済部は「帰責性がないと認められるケース（態様）」について、より明

⁶ https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-challenges-taiwans-discriminatory-rules-offshore-wind-projects-2024-07-26_en

⁷ https://policy.trade.ec.europa.eu/news/eu-and-taiwan-reach-understanding-wto-dispute-over-taiwans-offshore-wind-auctions-2024-11-08_en

確な例示を提示しています：

- ✓ 台湾国内で製造された製品について、指導・改善措置を経てもなお品質が基準に達しない場合。
- ✓ 国内で製造された製品の供給数量または納期が、選定結果に基づくグリッド接続スケジュールに対応できない場合。
- ✓ 国内製造品の納入条件（調達価格を含む）が商業的に不合理である場合。

デベロッパーが当初の国産化項目の履行を変更したい旨を申請する場合、その審査要件及び手続きの概要は以下のとおり定められています。

- ✓ エネルギー署及び産業発展署による連携審査体制：エネルギー署は、まず当該プロジェクトが依然として予定どおりにグリッド接続されることを確認した上で、その変更が製造業に該当する部分につき、産業発展署に引き継がれ帰責性の有無及び変更の合理性の可否が審査されます。工程サービス業に該当する部分については、エネルギー署により審査されます。
- ✓ 審査の際に必要ながあれば、デベロッパーなど関連業者を招集して、問題を把握できるよう意思疎通の場を設けて協議を促します。
- ✓ デベロッパーは、変更を申請する際、変更項目に関し当初求められた仕様（仕様書、納期等の具体的な情報等）、及び具体的な変更理由と根拠となる資料を準備しなければなりません。国内で製造された製品の納入条件が合理的ではないことを申請理由とする場合には、前項の規定に従い、申請に関する関連証拠書類も提出しなければなりません。

(iii) ブロック開発第3期以降

市場自由化が推進されることになり、これ以降、国産化政策が強制されることはありません。

以上をまとめると、台湾における洋上風力発電の国産化政策は、ブロック開発の第2期以降においては特定の項目における固定の国産化比率が要求されなくなります。そして、帰責性のない事由及び変更申請の作業手続が明確に定められ、デベロッパーにはより高い柔軟性が付与されています。さらに、ブロック開発第3期に入ると国産化政策による目標は強制されず、デベロッパーはさらに自由に台湾のサプライチェーンとの提携の度合いを自ら検討することができるようになります。

3. 浮体式洋上風力発電に向けた最新動向

(1) 台湾における浮体式洋上風力発電の発展

近年、世界の洋上風力発電は①設備の大型化、②開発海域の深水化、③浮体式技術への転換という三つの動向が活発化しています。導入規模の拡大に伴い、風車設置地点はより深い水域へ移行し、それに比例して着床式基礎の建設コストも高騰しています。他方、浮体式基礎は杭打ち工事を要さず、環境負荷が比較的軽微であることから、現在、世界が注目する技術開発の焦点となっています。

一方、台湾政府が 2023 年に公表した「2050 年ネットゼロ転型〈風力／太陽光〉重点戦略行動計画」によれば、2050 年までに導入を見込む洋上風力の規模は、目標 40～55 GW へと引き上げられました。この規模を達成するには、浮体式という新技術の確立と、より深い海域への開発拡張が不可欠です。

加えて、台湾海峡における着床基礎型風車に適した大陸棚の海域は、ポテンシャル海域とブロック開発の二段階を経てすでに飽和に近づいています。今後の洋上風力発電プロジェクトは水深 50 m を超える深海域へ移行せざるを得ず、同水深域では着床式基礎の採用が現実的でなくなるため、浮体式洋上風力発電の開発が必然となります。

かかる背景を踏まえ、台湾政府は 2030 年以降の洋上風力発電の中長期計画において、開発可能な海域と導入量を拡大するために浮体式の革新的技術を取り入れ、洋上風力設備容量 40～55 GW という目標の実現へと歩みを進める方針を掲げています。

(2) 浮体式洋上風力発電に関する法令整備

(a) 再生可能エネルギー発展条例の改正

再生エネルギー発展条例 3 条 1 項 6 号は、従来、洋上風力発電を「低潮線以遠の海域であって領海の範囲を超えない場所に設置され、風力を電力へ転換する発電方式」と定義していましたが、2023 年 6 月 21 日の改正により、「領海の範囲を超えない」という限定が削除されました。立法理由書では、国際的な洋上風力発電技術の進歩により水深・離岸距離の制約が克服され、浮体式風車への移行が進んでいることから、洋上風力発電設備の設置場所を領海内に限定する必要はなくなった、と明確に説明されています。

この改正により、洋上風力発電の開発半径は排他的経済水域（EEZ）などの深海域へと拡大され、浮体式洋上風力発電のための空間が正式に確保されることになりました。

(b) 浮体式洋上風力発電実証計画草案

経済部は 2022 年から 2024 年にかけて計 3 回の座談会を開催し、浮体式洋上風力発電実証計画（案）について外部から意見を募りながら内容の修正を進めてきました。2024 年 1 月のエネルギー署座談会資料によると、最新版の浮体式洋上風力発電実証計画（案）の概要は以下のとおりです。

- ✓ 実証プロジェクトの容量と数量
 - プロジェクト規模：単一申請案における浮体設置数 6～12 基（約 90～180MW）
 - 選定プロジェクト数：原則 2 プロジェクト、ただしサプライチェーンの状況等に応じて 1 プロジェクト追加可能
 - 奨励方式：浮体式実証プロジェクト FIT 価格（もっとも、FIT 価格はまだコスト精査の段階にあり、経済部の当初案では 1 kWh あたり 6 NTD 未満も想定されていますが、デベロッパー側は 8 NTD を下回ると開発が困難になるとの見方が一般的です。）

✓ 工事完成タイムライン

- 2028 年内完成・送電網接続（ただし、2024 年の座談会后、デベロッパーから工事完了のタイムラインについて多くの意見が寄せられたため、エネルギー署は完工目標を 2029 年または 2030 年まで延長する可能性を検討している。）

✓ 選定基準

- 技術能力（60 点）：「作業チームの遂行能力」及び「実証風場計画の充実度・スケジュール妥当性」について、各 30 点の配点となっています。
- 財務能力（30 点）：「財務の健全性」及び「株主資本能力」について、各 15 点の配点となっています。
- 国内協力（10 点）：強制的な国産化政策は採用せず、デベロッパーに対し、国内の産学官連携計画（例：風場設計・製造・運用保守に関する協業、あるいはインフラ高度化プランなど）の提出を求め、その具体性と実行可能性を評価することとしています。

(3) 現状

2025 年 2 月には、経済部の郭智輝部長がメディアの共同取材に対し、浮体式実証案件の建設コストは依然として固定式よりもはるかに高く、高価格のグリーン電力に対する社会的支持も十分ではないと実情を率直に述べました。そのうえで、政府としては「まず技術とコストを見極めたうえで、再度推進する」という方針を示しました。さらに、同年 5 月に経済部が発表したニュースリリースでは、洋上風力発電の進捗に関し、浮体式に関する具体的なタイムラインには言及されませんでした。

以上のとおり、2025 年 7 月現在、浮体式洋上風力発電実証計画（案）の実施スケジュールは確定しているわけではありません。また、浮体式実証プロジェクトにおける FIT 価格は、デベロッパーと政府の間で最も意見が分かれるポイントとなっています。この点について合意が得られれば、後続の手続きが再開することが期待されます。

2025 年 7 月時点の公開情報によりますと、環境アセスメント（またはその一次審査）をすでに通過している洋上風力発電プロジェクトは、①海碩（Formosa 5）、②颯汎（Feng Fan）、③颯成（Feng Cheng）、④颯利（Feng Li）、⑤九降風（Winds of September）、⑥蔚藍海苗栗（Wei Lan Hai Miaoli）、⑦竹廷（Chu Tin）、⑧環亞（Huan Ya）、⑨瑞立一期（Rui Li 1）の 9 件です。もっとも、浮体式洋上風力発電実証計画（案）については、いまだ具体的な実施スケジュールが定まっておらず、いずれも現地調査や資金調達の初期準備段階等にとどまっている状況です。今後、浮体式実証プロジェクトの FIT 価格や関連政策が正式に確定すれば、これらのプロジェクトも順次、浮体式洋上風力発電実証計画の選定プロセスに参入できるようになり、台湾の洋上風力市場に新たな活力が注ぎ込まれることが期待されます。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com